

神戸町マスコットキャラクターの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸町マスコットキャラクター「ばら菜」(以下マスコットという。)の使用、承認等に関して必要事項を定めることにより、その適正な使用かつ積極的な活用を図り、神戸町のまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱のマスコットとは、神戸町長(以下「町長」という。)が別に定めたデザイン(別図1及び別図2)とする。

(使用の申請)

第3条 マスコットを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、「神戸町マスコットキャラクター使用申請書」(様式第1号。以下「申請書」という。)に企画書、製品見本その他使用の用途が分かる書類を添付して町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、申請書の提出を省略することができる。

- (1) 国、地方公共団体又は公益法人等が非営利目的で使用するとき。
- (2) 新聞、テレビ、雑誌その他報道機関が報道目的で使用するとき。
- (3) その他、町長が使用の申請手続きをする必要がないと認めるとき。

(使用の承認)

第4条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、次の各号に該当する場合を除き、マスコットの使用を承認する。

- (1) 町の信用又は品位を損なうおそれがあると認められるとき。
 - (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 特定の個人、企業、政党又は宗教団体を支援し、公認しているような誤解を与えるおそれがあると認められるとき。
 - (4) 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用しておそれがあると認められるとき。
 - (5) その他、承認することが適当でないとき。
- 2 町長は、前項に基づき使用を承認したときは、「神戸町マスコットキャラクター使用承認通知書」(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定に基づき審査した結果、使用が不適切と判断したときは、「神戸町マスコットキャラクター使用不承認通知書」(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(使用料)

第5条 マスコットの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 マスコットを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) デザインの改変、描き足し、一部消去及び色調の改変を行わないこと。
- (3) 承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 使用に際しては、町長が特に認めた場合を除き、「神戸町マスコットキャラクターばら菜」と表示するなど、神戸町のマスコットキャラクターであることを明記すること。

(使用の承認の取り消し)

第7条 町長は、マスコットの使用が、この要綱又は承認内容に違反していると認められるときは、第4条第1項の承認を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により承認を取り消すときは、申請者に理由を付して書面で通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認により作成された物品等をいかなる場合にあっても、使用してはならない。

4 承認を取り消されたことにより生じた損害に対して、町は一切の責任を負わない。
(使用に際して生じた損害に対する責任)

第8条 町は、マスコットの使用に際して、自己や第三者へ損害を与えた場合においても一切の責任を負わない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、マスコットの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年1月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年8月18日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

別図 1



神戸町マスコットキャラクター 「ばら菜」

別図2

※使用承認申請書の「ポーズ使用番号」の欄に、希望するデザインを以下の番号の中から選んで記入してください。



別図 2

